成田市立遠山小学校「学校いじめ防止基本方針」

～いじめの未然防止・早期発見・迅速適切な対応と生徒指導体制の徹底～

１　いじめの定義

◯児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

◯起こった場所は学校の内外を問わない

２　基本理念

（１）いじめの禁止

◯「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童生徒の背景にある事情やその被害性に着目して理解を深める

◯「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識をもち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする

（２）方針

◯「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服する

３　いじめ防止等の対策

（１）いじめ防止等の対策組織

① 生徒指導情報交換会議

構成員　◯ 全職員
役割　◯ 全児童の生徒指導上の情報交換を行う。
実施日　◯ 月１回（最終金曜日：年間計画にて明示）

② いじめ対策委員会（生徒指導委員会）

構成員	○校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教諭 ○該当学年担任（スクールカウンセラー、教育相談員） ＊必要に応じて外部機関を招聘
役割	○情報の共有、いじめへの対応策の検討 ○いじめの未然防止に向けての取組 ○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正 ○学年、学級内に起きたいじめの相談・通報の窓口 ○いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有 →緊急会議を開催し、迅速に共有・調査し、支援・保護者連携を実施 ＊「重大事態」に際し、学校対応の中心を担う
実施日	○週１回（月曜日３校時）に生徒指導部会を開催 ○緊急を要する場合は校長が随時開催

（２）いじめの未然防止に向けた取組

①道徳教育･体験活動の充実

- 「思いやり」「信頼」「友情」「生命尊重」等の充実
- 教え込みではなく自分を見つめ直す指導

②いじめ防止等の啓発活動

- 「学校いじめ防止基本方針」の周知・徹底
  （ホームページ、入学式、PTA 総会、学級懇談会、学校便り等での公表）

③保護者や地域に開かれた学校づくり

- 定期的な情報交換等、相互協力できる関係づくり

④教職員の人権意識の向上と多角的な児童理解

- 配慮に欠けた言動がないかの振り返りと共感的な理解

⑤規範意識の醸成

- 毅然とした対応と自律性の育成（命を大切にするキャンペーン・人権週間の活用）

⑥実践的な校内研修の実施

- 事例研修やカウンセリング演習、外部機関との連携研修の実施

⑦自己有用感・自己存在感を味わわせる学級づくり

- 互いに認め合う場面の設定と集団づくりの推進

⑧問題解決力・コミュニケーション能力の育成

- 議論・討論や異年齢交流、ピア・サポート活動の実施

⑨インターネットを通じて行われるいじめに対する対応の充実

- 発達段階に応じた情報モラル教育
- 専門家による情報モラル教室の実施
- 保護者への啓発

（３）いじめの早期発見

①小さなサインの察知

- 変容を見逃さず、「いじめ早期発見チェックリスト（教師用、家庭用）」を活用

②定期的な調査と教育相談

- 「いじめアンケート調査（児童用、保護者用）」やスクールカウンセラーによる個別相談の実施

③相談体制と相談窓口の周知

- 校内相談窓口・心の相談箱の設置、学校だよりでの校外窓口周知

校内相談窓口	・いじめ相談窓口：学級担任・生徒指導主任・養護教諭 ・学校生活相談窓口（0476-35-0022：教頭）
校外相談窓口	・24 時間子供 SOS ダイヤル（0120-0-78310） ・教育相談専用ダイヤル（043-223-4055）

４　いじめを認知した場合の対応における注意事項

ステップ①　覚知・認知・情報収集（小さなサインの発見）

- 児童からの訴え、保護者・地域からの連絡、観察・アンケート等により認知
- 「いじめはどの子にも起こり得る」前提で小さな異変を軽視せずにキャッチ

ステップ②　組織への緊急報告・情報共有・緊急会議

- 発見者は直ちに校長・教頭・生徒指導主任へ報告
- いじめ対策委員会（生徒指導委員会）を招集し、事実確認と対応方針、体制を協議
- 教育委員会へ第一報（報告）

ステップ③　事実関係の個別聴取・調査

- 被害児童、加害児童、周囲の児童（傍観者）からの丁寧な聴き取り調査
- プライバシーに十分配慮し、客観的事実・背景・双方の主張を把握

ステップ④　対象別の組織的指導・支援・保護者対応

対象	指導・支援内容	保護者対応
被害児童	・親身かつ迅速に保護し、最後まで守り抜く ・最も信頼関係のある教員が丁寧に対応する ・心のケア（SC・教育相談員の活用） ・別室登校や学習支援の実施	・正確な事実伝達と信頼関係構築 ・「絶対に守る」姿勢の表明と具体的な対応方針の説明 ・定期的な経過連絡
加害児童	・いじめの非人間性・許されない理由を諭す ・反省と謝罪へ導く（毅然とした指導） ・必要に応じ別室学習等の措置 ・背景にある不安や欲求不満のケア	・正確な事実関係の伝達 ・保護者の心情に配慮しつつ指導方針を周知 ・立ち直りに向けた共通理解と連携
傍観者・周囲	・学級全体の問題としてとらえさせる ・「はやしたてる・見過ごす」行為も加害と同義と気付かせる ・「止める勇気」「話す勇気」と「認める勇気（共感的人間関係）」の育成	・（必要に応じて）学級懇談会等での指導方針周知や個別の相談対応

ステップ⑤　継続的な見守り・関係機関連携・再発防止

- 解決後も表面的な変化で判断せず継続観察
- 定期的に保護者へ状況報告
- 必要に応じて教育委員会、警察署、児童相談所等の関係諸機関と連携

【全ステップを通じた留意事項】

- 「いじめられる側にも問題がある」「昔からあること」といった軽視する考えを排除する
- プライバシー保護に細心の注意を払う
- 注意・叱咤・説教だけで終わらせず、体罰や人格否定発言は絶対に行わない
- 安易に「がんばれ」と励ましたり、双方の主張が曖昧なまま握手させたりして終わらせない

５　重大事態への対処

（１）重大事態の定義

① 生命、心身、財産重大事態（第１号事案）

◯いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

◯いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する

《想定される例》

- 児童等の自殺企図した場合（未遂、実行を含む）
- 身体に重大な傷害（自傷行為を含む）を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより転校を余儀なくされた場合

② 不登校重大事態（第２号事案）

◯いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 「相当の期間」は不登校の定義を踏まえ、「国基本方針」では年間３０日を目安としている。
- 日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある

（２）判断する際の留意事項

◯対象児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」との申し立てがあったときは、学校の見解と相違があっても『重大事態が発生したもの』として、対応する

◯いじめ重大事態の「疑い」があると認めた時点で、速やかに重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う

（３）発生の調査報告と必要な措置

①情報の集約・報告

◯教育委員会へ一報を入れる。

◯「いじめの重大事態の認知に係る報告書」を「いじめ対策委員会」が中心に作成し、提出する

②体制構築

◯教育委員会の指導、支援を受けながら、調査主体・対応組織を設置する

③調査の実施

◯調査主体の決定後、市マニュアル及びガイドライン、学校基本方針などに基づき調査を実施する

◯対象児童とその保護者、及び関係児童とその保護者に対し、下記の内容について事前説明を行い、意向を確認する

・調査の目的　・調査主体　・調査時期、期間　・調査事項、調査対象
・調査方法　・調査結果の提供　など

◯対象児童に対しては、事情や心情を聴取し、その児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校復帰に向けた支援や学習支援等を行う

④調査結果を踏まえた必要な措置

◯調査結果を基に教育委員会、及び関係機関と連携し、必要な措置を行う

◯再発防止に向けた適切な対策を講ずる

- **いじめに係る行為が止んでいること**
  行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること
  ※相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とするが、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、必要な期間を設定する
- **対象児童が心身の苦痛を感じていないこと**
  行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、対象児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること（面談等による確認）
- **いじめが解消に至っていない段階の対応**
  学校は対象児童を徹底して守り、その安全・安心を確保する責任を有する
  いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで対象児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対策プランを策定し、確実に実行する
- **日常的な観察**
  「解消している」状態に至った場合でも、些細な喧嘩からいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察する必要がある

⑤調査結果の報告と情報の提供

◯関係者への情報提供を行う。

- 当該調査に係る対象児童生徒及びその保護者
  事実関係などの必要な情報を、関係者の個人情報に配慮しながら、適切に提供する
- 関係児童生徒とその保護者
  あらかじめ対象児童生徒とその保護者に確認したうえで、可能な範囲で情報提供を行う

６　いじめ問題解決後の取り組み

- いじめが解決したと見える場合でも、陰湿な継続や再発の可能性があることを認識し、継続して見守る
- 解決後も定期的に保護者へ学校での様子を報告し、信頼関係を維持する

７　自殺防止

・子どもが発する「助けて」のサインを見逃さず、周囲との絆を回復することが自殺予防につながる
・一人で抱え込まず、教職員のチームワーク、ご家族、医療従事者等と連携して対応する

８　学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

（１）公表

・ホームページ、学校だより、PTA 総会、保護者会等で広く公表する

（２）学校評価・

・実態把握や対応について適切に評価し、事実の隠蔽を行わない

（３）基本方針の見直し

・年度末に「生徒指導委員会」で見直し・全職員で共通理解を図る

令和２年３月 27 日 一部改定
令和３年３月 30 日 一部改定
令和４年３月 30 日 一部改定
令和５年３月 28 日 一部改定
令和６年３月 29 日 一部改定
令和７年３月 28 日 一部改定
令和８年３月 25 日 全面改定

いじめ発生時対応マニュアル

成田市立遠山小学校

「いじめられている児童を必ず守る！」そして、「事実関係の把握は迅速、かつ正確に！」

「いじめ」とは
- 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。
- 起こった場所は学校の内外を問わない。

トラブル（案件）発生！

【内部情報】
- 「いじめの兆候」チェック（いじめ発見のポイント）
- 児童からの訴え
- 生活アンケートからの把握
- 教職員の気付き　など

【外部情報】
- 保護者からの訴え
- 地域からの情報
- 関連機関からの情報

など

早期発見

情報収集
- 該当児童に関わりのある、全ての教職員から情報収集する
- 具体的な事実をできるだけ詳しく時系列で整理する
- 具体的事実と周辺情報を区別する

生徒指導委員会（いじめ対策委員会）

【構成メンバー】
- 校長　・教頭　・教務主任
- 生徒指導主任　・養護教諭
- 教育相談相当　・該当担任
- 特支コーディネーター　(SC/教育相談員)

教育委員会等への報告（第１報）

事実確認（認知）
- 個別に実施（複数で対応）
- 記録を残す
- 「記憶の汚染」に注意しつつ、児童の人権を尊重しながら確認
- 必要なことは自書させる

指導方針の検討
- 事実確認をもとに経緯を明らかにする
- 構成メンバーを中心に組織で対応できるように役割分担を確認
- 全教職員で情報を共有し、「今後の指導」を共通理解し、組織で対応できる体制を構築

学校対応事案

いじめ重大事態

教育委員会への報告
（いじめの重大事態の認知に係る報告書）
- いじめの事実を正確に伝える
- 学校としての「解決に向けた具体方針と対応策」を説明
- 被害児童保護者との信頼関係を構築
- 定期的に家庭と連絡をとる（経過や家庭の様子についてきめ細かに情報交換）

保護者への説明

【加害児童】
- 事実関係、背景、動機などを確認
- 主張を十分に聞きながらも「事実（人権侵害行為）」を認めさせる
- 加害児童が行った行為を振り返らせ、いじめの非人間性、問題点を理解・納得させる
- 被害児童の心情を理解させる

【被害児童】
- 方針:『最後まで絶対に守り抜く』
- 「親身かつ迅速な対応と支援」に努めるとともに、具体的な支援内容を示し、安心感をもたせる
- 学習機会の確保に努める

特別な指導（必要に応じ別室指導）

①調査主体の設置
②市いじめ専門部会の設置
③関係機関との連携
④調査の実施
※市教委と連携して対応

人間関係の修復
継続的なケア

⑤調査結果報告
⑥調査結果を踏まえた必要な措置

学級での指導
- 学級全体の問題として扱い、傍観者として当事者意識をもたせる
- 発達指示的生徒指導を推進

- 被害、加害両児童の心の痛みや感情を共感的に受け止め、より豊かな人間関係を構築できるような対話を設けることが好ましい。
- 謝罪のみで解決としない

※被害児童の心の安全と個人の尊厳を守ることを最優先に考え、無理に仲直りを急がない

指導後の状況把握（いじめの解消確認）
- 日常の状況把握を丁寧に行う

学校対応事案

いじめ重大事態